令和５年度　第３回　旭川方面稚内警察署協議会　議事概要

１　開催日時
令和５年12月６日（水）午後４時00分から午後５時10分までの間

２　開催場所
旭川方面稚内警察署会議室及び管内駐在所（リモート）

３　出席者
協議会委員：７人（リモート出席４人）

○	会　長	森　豊昭
○	副会長	柏谷　真未
○	委　員	加藤　亜紀
○	委　員	品田　新一
○	委　員	円山　智恵美
○	委　員	田尻　隆志
○	委　員	安田　利之

稚内警察署

○	署　長	三浦　幸生
○	副署長	谷口　守
○	警務課長	堤　稔
○	会計課長	岡本　健一
○	生活安全課長	佐藤　博幸
○	地域課長	武者　大介
○	刑事課長	大村　勇輔
○	交通課長	大庭　和樹

４　式次第
⑴　警察署協議会会長挨拶
⑵　警察署長挨拶

５　活動概況説明
⑴　犯罪発生状況等について
⑵　犯罪被害者等支援の現状

６　質疑応答
【質問】
犯罪被害者支援の組織構成はどのようなものか。
【回答】
組織として構成はされておらず、警察のほか、民間支援団体等の関係機関で構成する「被害者支援連絡協議会」による地域のネットワークを構築し、連携して活動しています。
基本的には社会全体が主体性をもって、犯罪被害者に対する支援を行っていく必要があります。

【質問】
その中で、警察の役割は何か。
【回答】
警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ、犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等の視点に立った活動に努めています。
警察では、犯罪被害者への情報提供、精神的被害の回復支援、経済的負担の軽減に資する支援、犯罪被害者等の安全確保及び犯罪被害者等支援推進のための基盤整備などを行っております。

7　協議会委員意見・要望
犯罪被害者支援の目指すところが、犯罪被害者等が被害に遭う前の平穏な生活を取り戻すところにあることは理解できましたが、犯罪の被害に遭われた方が元通りの生活を取り戻すことはできないと思いますので、犯罪の起きにくい社会づくりや善悪の基本的な教育基盤を充実させることが必要だと感じます。